第百五十四条第一項中「ものに限る」の下に「。第三項において同じ」を加え、同項第四号中「前二号」を「前各号」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第一項の規定は、同項各号に掲げる事項に係る情報についても、電磁的方法により投資主が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。

第百六十三条第一項及び第二項中「第三百二十九条第二項」を「第三百二十九条第三項」に改める。

第百九十三条第六項第一号イ中「（各営業期間に係る計算書類（法第百二十九条第二項に規定する計算書類をいう。以下同じ。）、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書につき法第百三十一条第二項の承認を受けた場合における当該各営業期間のうち最も遅いものをいう。以下同じ。）」を削る。

第百九十五条第二号及び第三号を次のように改める。

二　吸収合併消滅法人における次に掲げる事項

イ　法第百四十九条の三及び第百四十九条の三の二の規定並びに法第百四十九条の四の規定による手続の経過

ロ　法第百五十条において準用する会社法第七百八十四条の二の規定による請求に係る手続の経過

三　吸収合併存続法人における次に掲げる事項

イ　法第百四十九条の八の規定及び法第百四十九条の九において準用する法第百四十九条の四の規定による手続の経過

ロ　法第百五十条において準用する会社法第七百九十六条の二の規定による請求に係る手続の経過

第百九十七条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　法第百五十条において準用する会社法第八百五条の二の規定による請求に係る手続の経過

第二百条第二号中「（法第百五十条の三に規定する清算投資法人をいう。以下同じ。）」を削る。

第二百六条第三号中「の協定債権者」の下に「（法第百六十四条第四項において準用する会社法第五百十七条第一項に規定する協定債権者をいう。以下同じ。）」を加え、同条第五号ロ中「（法第百六十四条第四項において準用する会社法第五百十七条第一項に規定する協定債権者をいう。以下同じ。）」を削る。

第二百四十九条の見出し中「責任追及の訴え」を「投資主による責任追及の訴え」に改める。

第二百五十条の見出し中「訴え」を「投資法人が責任追及の訴え」に改め、同条第二号中「請求対象者（資産運用会社のうち、」を削り、「係る」の下に「訴えについての」を加え、「をいう。次号において同じ。）」を削り、同条第三号中「請求対象者」を「前号の者」に改める。

第二百七十一条第一項第一号中「（委員会設置会社にあっては、会社法第四百条第四項に規定する監査委員）」を削る。

（金融商品取引清算機関等に関する内閣府令の一部改正）

第二十条　金融商品取引清算機関等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第七十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては」に改め、同条第五号中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改める。

（金融機関等の組織再編成の促進のための特別措置に関する内閣府令の一部改正）

第二十一条　金融機関等の組織再編成の促進のための特別措置に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第八十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号中「第二十四条第三項」を「第二十四条第四項」に、「第七十二条第四項」を「第七十二条第七項」に改める。

（上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令の一部改正）

第二十二条　上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令（平成十五年内閣府令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「第九百十一条第三項第二十七号」を「第九百十一条第三項第二十六号」に、「第二十九号イ」を「第二十八号イ」に改める。

第二条第一項中「が取締役」の下に「（当該会社が監査等委員会設置会社である場合にあっては、監査等委員である取締役を除く。第六号において同じ。）」を加え、同項に次の六号を加える。

三　当該会社が監査等委員会設置会社である場合において、会社法第三百四十二条の二第四項の規定による監査等委員会の意見があるときは、その意見の内容の概要

四　候補者と当該会社との間で会社法第四百二十七条第一項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときは、その契約の内容の概要

五　候補者の有する当該会社の株式の数（種類株式発行会社にあっては、株式の種類及び種類ごとの数）

六　候補者が当該会社の取締役に就任した場合において会社法施行規則第百二十一条第八号に定める重要な兼職に該当する事実があることとなるときは、その事実

七　候補者と当該会社との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要

八　候補者が現に当該会社の取締役であるときは、当該会社における地位及び担当

第二条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「公開会社であって、かつ、他の会社の子会社」を「他の者の子会社等（会社法第二条第三号の二に規定する子会社等をいう。以下同じ。）」に改め、同項第二号中「他の会社」を「他の者」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「他の会社」を「他の者」に、「子会社」を「子会社等」に改め、「業務執行者」の下に「（会社法施行規則第二条第三項第六号に規定する業務執行者をいう。以下同じ。）」を加え、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　候補者が現に当該他の者（自然人であるものに限る。）であるときは、その旨

第二条第三項を同条第二項とし、同条第四項各号列記以外の部分中「この項」の下に「及び第二条の三第三項」を加え、「当該候補者についての」及び「（株式の発行会社が公開会社でない場合にあっては、第三号から第七号までに掲げる事項を除く。）」を削り、同項第三号中「社外取締役」の下に「（会社法第二条第十五号に規定する社外取締役をいう。以下同じ。）」を加え、同項第五号中「社外監査役」の下に「（社外役員に限る。）」を加え、同項第六号ホ中「ホ及び第四条第四項第六号ホ」を「以下へ、第二条の三第三項第六号ヘ及び第四条第三項第六号ヘ」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号ニを削り、同号ハ中「当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行者」を「次に掲げる者」に、「準ずるもの」を「準ずる者」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロの次に次のように加える。

(1)　当該会社の親会社等

(2)　当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員

第二条第四項第六号中ロをニとし、同号イ中「第二条第三項第十八号」を「第二条第三項第十九号」に、「及び第四条第四項第六号」を「、第二条の三第三項第六号及び第四条第三項第六号」に、「業務執行者で」を「業務執行者若しくは役員であり、又は過去五年間に当該会社の特定関係事業者（当該会社の子会社を除く。）の業務執行者若しくは役員であったことが」に改め、同号イを同号ハとし、同号ハの前に次のように加える。

イ　過去に当該会社又はその子会社の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く。ハ及びホ(2)において同じ。）であったことがあること。

ロ　当該会社の親会社等（会社法第二条第四号の二に規定する親会社等をいう。以下同じ。）（自然人であるものに限る。以下ロ及びホ(1)において同じ。）であり、又は過去五年間に当該会社の親会社等であったことがあること。

第二条第四項中第八号を削り、第九号を第八号とし、同項を同条第三項とし、同条の次に次の二条を加える。